

平成30年6月19日

【司会】 皆様、お待たせをいたしました。ただいまより平成30年度第1回奈良県・市町村長サミットを開催いたします。

まず開会に当たりまして荒井知事よりご挨拶を申し上げます。

【荒井知事】 本日も皆様、ご多用中のところ、今年度第1回目になりますが、県・市町村長サミットにご参加いただきましてまことにありがとうございます。このようなサミットのおかげで、奈良県のいろいろな施策が効率よく進んできているように思っております。

今日のテーマは、プロジェクトを進めるための土地利用の解決策の検討ということがメインでございます。そのほか、医療・介護に係る取組についてのご紹介、検討の材料も提供いたします。

奈良県全体の人口は、この30年で大体140万人が100万人を切ることとなります。30年後に100万人を切ることは確実にございます。そういたしますと、それに向かって我々はいろいろなことを考えていけないといけないということでございます。いろいろなプロジェクトを進める中で、奈良県の特徴は必要な土地が買えないということでございます。用地取得が、ほとんど奈良県の運命を決めているというふうに思っております。本日は、プロジェクトを進めるための土地利用の解決策のノウハウを集めようというために、十分ではございませんが、課題の整理と解決策の例示をいたしまして勉強をしようということでございます。

ここに書いております中で、例えば3ページで、大概高額要求なんですけれども、不当な要求を行う地権者、代理人への対応事例、これは中日本高速道路が書いておられるんですけれども、代理人が来て、何か言うんですね。付添人が語気が荒くなってちょっと職員が目線を外したら、「何だ、その目つきは、どこを見ていたんだ」などと怒号を上げるとか、そのようなときに、一つは顧問弁護士が同席をしたと書いてあるんです。それで、付添人が退散したといった例が挙げられております。もう一つは、ここに書いてございませんが、記録にとると、こちらが録音をするという手もあるように思いますので、そのような手を尽くして問題解決を図る。高額要求、鑑定額以上に払うことは全くできません。鑑定額以上払うことになれば、我々、捕まってしまうわけでありまして、そのような今でももっと値段を上げろという要求が目の前でされる地権者がおられる奈良県でございますので、それをどのように克服するかというノウ

ハウを集めて実行しないと奈良県はよくなないと、そのような思いでの、まず資料1でございます。この資料自身はまだまだノウハウが集まっておりませんが、このような事項、テーマにして、奈良県のいろいろなプロジェクトは用地買収に尽きると、用地買収の可否に尽きるといふうなのが昨今の時世でございますので、一つの試みとして提示をさせていただきました。

今年度もいろいろなテーマがあると思いますが、何とぞ一緒に奈良県をよくする努力を重ねさせていただきたいと思います。本日は、ご多用中のところ、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

初めに、配付物の確認をお願いいたします。お手元には、第1回奈良県・市町村長サミット次第、出席者名簿、会場レイアウト、資料といたしまして配付資料一覧表に記載のとおり、資料1から資料5－2まで配付をいたしております。

配付漏れ等はございませんでしょうか。ございましたらお届けをいたします。大丈夫でございますでしょうか。

それでは、お手元の次第に従いまして進めてまいります。

まず、議事といたしまして「奈良県のプロジェクトを進めるための土地利用の解決策の検討」につきまして、地域振興部長・山下よりご説明申し上げます。

【山下地域振興部長】 それでは、お手元に配付させていただいております資料1あるいはスクリーンのほうでも写し出させていただいておりますので、そちらをご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

テーマは、「奈良県のプロジェクトを進めるための土地利用の解決策の検討」というところでございます。ページをめくっていただきまして、まさしく今日のサミットでは、いつもと同様、アイランドディスカッションをしていただくのですが、この資料を説明させていただいて、それを参考にいただきながらディスカッションを進めていただきたいと思いますと思っております。

ただ、その前提として、プロジェクトを進める上での最大の課題は用地買収。先ほど知事のご挨拶の中でもありましたが、用地買収であるという前提認識を持って、円滑な土地利用を進めるための支障事項というものを、不十分ではありますが、今回提示させていただいておりますので、そういったもの、それから解決策について意見交換、それから情報共有をしていく中で、今後の県土の有効活用の知恵を絞っていく機会としたいというところでございます。

プロジェクト別ということで書かせていただいておりますが、プロジェクトでは道路建設、河川改修、遊水地整備、まちづくり、農業振興ゾーン、産業集積ゾーン、そして森林管理、この

七つをプロジェクト分類ということで整理をさせていただいております。

次のページに参りまして、こちらのほうはこの資料の構成を全体を俯瞰していただくものがございます。

続きまして、1ページですけれども、プロジェクト別の土地利用を進める上での課題の整理ということで、一覧整理させていただいていますが、先ほど申し上げました七つのプロジェクトを表側に書かせていただきまして、この中でも1の道路建設、それから2の河川改修、3の遊水地整備、そして6の産業集積ゾーン、こちらのほうは現存する課題のところを見ていただきますと、いわゆる高額売却への意欲、それから残地売却への意欲、代替地要求といったようなところで、所有者が自ら持っている土地等の価値に対する期待、それから私権の強烈な主張といったような要因の中で、そういったような自らの財産がより高く引き取られるような意識というのが原因となっているものがございます。

それから、4番目、5番目のまちづくりと農業振興ゾーンについては、現状の土地利用の面的な問題に起因する形のものですが、例えばまちづくりであれば、書かせていただいているように、無秩序な開発による住宅地の広がりであるとか、都市中心部のスポンジ化、それから農業振興ゾーンでありましたら、農地の面的なまとまりのなさ、あるいは耕作地と耕作放棄地がまだらに入り交じってモザイク状に存在しているといったようなこと、それから意欲ある担い手への農地の集積が進んでいないといったようなことがいろいろ課題として挙げられるものがございます。

そして、7番目の森林管理ですが、こちらのほうは人口減少であるとか、高齢化に起因する課題ということで、いわゆる施業放置、以前には高額で引き取られた木材販売ということへの憧憬から現実のマーケットを直視していないといったようなところで、実は森林管理に携わる人たちの意識をいかに変えていけるかといったようなことが課題になっておるというところがございます。

それでは、次のページに参りまして、こちらのほうから、先ほど申し上げましたプロジェクト別の課題の解決策の検討ということでございます。

まずは道路建設における土地利用上の課題解決策の検討ということですが、左側の箱、現存する課題ということで二つのブロックに分けさせていただいております。大きいほうのブロックですが、こちらのほうは交渉相手ははっきりしているものの、金額面で折り合わないであるとか、そういったような交渉が難航している課題です。それから、もう一つの箱は、交渉相手ははっきりしないということで、地積が混乱しているであるとか、所有者が不明であるとかと

いったような問題であります。

この右側に解決手法案の例示として、六つのパターンを整理させていただいております。

次のページに参りまして、まず一つ目の解決策ですが、冒頭、知事の挨拶の中でご紹介がありました。こちらのほうは粘り強い用地交渉といえますが、用地交渉の原点に立つ形になりますが、この事例の中で、ここにはちょっと書いていませんが、前提を言いますと、地権者A氏、B氏ということで2名いらっしゃいました。その2名、共有なんですけれども、がX氏に土地売買交渉に関する一切の権限を委任するという委任状をお渡しになったというところがあります。X氏は本案件以外の案件にもいろいろ関与しておられるというような状況であります。X氏は弁護士などのいわゆる法曹資格を有していませんということで、報酬を受け取ってそういう交渉に立ち会っていくことについては、弁護士法に抵触するといったような状況であります。

先ほど知事からもありましたが、X氏が用地交渉の代理人として訪れて、威圧的な形で対応を求めていかれましたが、それについては弁護士を最終的には同席させたということ、これが一番効果的であったのかなというふうに思います。こちらのほうは月刊誌の「用地ジャーナル」に実例として挙げられているもので、その中日本道路株式会社というところが総括しているのが、X氏への対応方針ということで、まずは組織的な対応、これは必ず複数名で対応したということ、それから補償説明の内容に齟齬が生じないように、対応するところを一本化したと。対応する人によって言うことがまちまちにならないようにしたということ。それから、相手方に期待を持たせるような発言をしないといったようなこと、こういったことが効果的であったということの中日本高速道路株式会社では総括しておられます。これが一つの事例でございます。

次のページにまいりまして、次は道路事業の供用を見据えた土地収用システムの確立ということですが、こちらのほうも収用手続といえますが、事業認定手続の標準化ということになってまいりますが、右下のところは国土交通省の通達、事業認定等に関する適期申請等についてということで、これ、平成15年に発布されているものですが、用地取得率80%以上、または用地幅杭打設から3年経過のいずれか早い時期を経過したものは、速やかに事業認定申請準備に着手し、着手後、1年以内を目途に申請を行うことで、収用手続に移行するものということで、こちらのほうは収用手続の標準化、透明化を進める手続のものでございます。

続きまして、5ページでございますが、こちらのほうは代替地のマッチングということで、道路用地にかかる中で農地であるとか、諸々の土地を所有している方が代替地を取得したい、

あるいは代替地を求めているといったような状況の中で、一つの解決列としては、挙げさせていただいているのが、自治会長から周辺の代替農地の情報を収集すると。こちらのほうは、比較的地縁的なつながりの強い、非都市部での対応に当たってくるのかなと思うんですけども、そういったようなこととか、賃借でも可能な場合は農地中間管理機構から情報を収集するといったようなことで、情報収集をしてそのマッチングに努めていくというオーソドックスなパターンですけれども、そういったような事例を紹介させていただいております。

それから、続きまして固定資産税の重課制度の活用ですけれども、こちらのほうは耕作放棄地をいわゆる所有者から手離させるための、所有者にとっては負のインセンティブという形、あるいは耕作放棄地の発生を抑制するための負のインセンティブという形になるかと思えますけれども、固定資産税、平成28年度より、利用意向を示さない耕作放棄地は固定資産税を1.8倍に重課するということの制度化がされております。

こちらのほうも認定プロセスといいますか、下のフローを見ていただきますと、借り受け可能などところについては、一定の農業委員会等の勧告に基づいて協議をして、それでも整わない場合、固定資産税を1.8倍に重課する。あるいは、借り受け不可の場合には非農地化をしていくといったような手続で土地利用を進めていくといったようなところでございます。

続きまして、地籍調査の推進でございますが、こちらのほうは、右下のほうをちょっと見ていただきますと、奈良県の地籍調査の実施状況は残念ながら余りまだ芳しくはございません。

ただ、例として挙げさせていただいております公共事業が円滑に進んだ事例として、山添村内の県道のを挙げさせていただいております。こちらのほうは危険箇所歩道整備というものを実施するに当たって、既に地籍調査が行われていたことにより、境界確定が不要となって立会作業が簡略化された結果、整備期間が約6カ月短縮したという事例でございます。

それから、下の箱は他府県事例なんですけれども、地籍調査を実施して終了しましたら、土地取引が活発化したといったような事例がございます。

続きまして、8ページですけれども、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の活用ということで、こちらのほうは、本年6月6日に成立した法案ですけれども、2019年夏までに全面施行という方向性が出されておりますが、まずその所有者不明の土地を利用していく仕組みとして、①で書いてありますが、公共事業における収用手続の合理化・円滑化ということで、国、都道府県知事が事業認定した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定するといったようなことが規定されております。

それから、地域福利増進事業の創設ということで、都道府県知事が公益性を確認、一定期間

の公告を経た後、市区町村長の意見を聞いた上で都道府県知事が利用権、これは上限10年間の設定ですけれども、それを設定できるということで、ここに括弧書きがありますが、所有者が現れ明け渡しを求めた場合は、期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長をできるようなこととございます。

それから、2番目の箱は、所有者の探索を合理化する仕組みとして、行政機関が確認する手段として合理化されていくといったようなことが記載されております。

続きまして、9ページからはまちづくりにおける土地利用上の課題解決策の検討ということで、現存する課題としては左側に書かせていただいておりますが、無秩序な開発による住宅地の広がり、景観の悪化、そして都市中心部のスポンジ化、要は空き家であるとか空き店舗が増加してスポンジ化が進んでいっているという状況です。これには解決手法の例示としましては、土地の利用誘導・規制の仕組み、それから空き家対策といったものが挙げられるということで、次のページで土地の利用誘導・規制の仕組みとして、ここで右側のフロー図の絵の下のところで、まちの規制誘導を図る都市計画制限の権限は市町村にあるという前提ですけれども、それに基づいて、この左側の箱、県の役割というところを見ていただきたいのですが、こちらのほうで市町村がまちのイメージを考えやすいように県が支援していく、それから具体的なまちのイメージを示して、まちの規制誘導モデルを提示する、それから県と市町村で協働してまちづくりを推進していく、それから道路と周辺土地利用をセットでまちをイメージしていく、それから市町村をまたぐ広域的な調整を県がしていくといったような形で、実際の権限自体はもちろん市町村にあるんですけれども、県も積極的に協働参画してまちづくりを進めていくという仕組みを整えていくということとございます。

続きまして、11ページですけれども、こちらのほうは空き家対策ということで、まずはそもそも空き家になってしまったところについては、空き家再生等推進事業などを活用して、その空き家を他用途といいますか、そういったものに利用していくということ、それから空き家そのものの発生を予防するというので、定住・移住のニーズをしっかりと把握して、そのマッチングを進めていくといったことが挙げられます。

続きまして、12ページですけれども、ここからは農業を振興するゾーンにおける土地利用上の課題解決策の検討ということですが、先ほど1ページのところで一覧整理いたしましたのが農地の面的なまとまりがないであるとか、耕作放棄地、耕作意識の低い農家の存在、あるいは意欲ある担い手への農地の集積が進まないといったような課題について、右側で五つの解決手法案の例示をさせていただいております。

次のページから、それぞれについてご説明を申し上げます。

まず、1点目は農地中間管理機構の活用による大規模農地の集積ということで、こちらのほうの事例というのは、五條市のエリアでございますけれども、中程の取組のポイントというところを見ていただきたいのですが、まずは一番大事なことというのは最初に農地を借り受ける側のニーズを詳細に把握するといったこと、こちらのほうがまずは一番の端緒になるところでございます。そして、農地を貸し付ける側の農地中間管理機構という公的機関がしっかりとサポートすることによって、安心感を醸成していくということです。

それから、同時に、機構が独自の事業である耕作放棄地再生事業を実施して、耕作放棄地の解消を進めたということで、下の図では面的な広がりを持った形で大規模農地が集積されたという事例でございます。

続きまして、次は特定農業振興ゾーンの活用による高収益化、効率的な農地利用ということでございますが、こちらのほうですが、まず特定農業振興ゾーンというものなんですけれども、目的として特に農業の振興を図り、農地の有効利用を図るエリアを市町村と協議の上、知事が設定し、奈良らしい農業を展開する。これが特定農業振興ゾーンの設定の目的であります。

その目的に基づいて地域の特徴を踏まえた高収益作物への転換、面的まとまりを持った農地・土地利用の確保、耕作放棄地の解消・防止、多様な担い手の確保、担い手への農地の集積、農地整備といったような施策を優先的・集中的に講じていくといったような形の特定農業振興ゾーンといったものを積極的に、今後活用していこうという案の提示でございます。

次のページを見ていただきますと、そういった中で事例を挙げさせていただいておりますけれども、まずは広陵町のイチゴ産地の復活といったようなこと、それから田原本町のスイカの種採取の実施といったようなことで進めていっているものでございます。こちらのほうが事例として挙げさせていただいているものでございます。

続きまして次のページ、こちらのほうは先ほど申し上げました固定資産税の重課制度の活用ということなんで、省略させていただきます。

続きまして、集落営農法人による農業経営の安定化ということで、こちらのほうも事例として農事組合法人ゆめ野山の例を出させていただいております。

中程の、まずは円グラフを見ていただきますと、農地の集団化ということで初めは個人100%だったものが集落営農組織に帰属するのが8割ぐらいいままでに収斂されていっているということです。それから、それに伴って、農業経営の安定化という中で大型機械導入による効率的、経済的な農業の展開ということで、労働時間が削減されたり、機械経費が節減されたりという

メリットケースが生まれているというところでございます。

続きまして、農地整備による農地の有効活用ということでございます。こちらのほうも五條市の例ですけれども、写真を見ていただきますと、左手、形がいびつ、あるいは小さな田んぼであったのを県営圃場整備事業を活用して整形整地をした結果、右側のようにきれいな形になりましたということで、これによって高収益作物の栽培であるとか、そういったようなことが実現してきたという事例でございます。

そこから続きまして、19ページは、産業を集積するゾーンにおける土地利用上の課題解決策の検討ということで、課題のほうはゾーン整備に向けた土地売却の意向、意思がまだらな状態であるということ。あるいは、一部の土地所有者の高額売却要求、代替地の要求がかなえられないとかといったようなところの中で、解決手法案の例示としては、極めて定性的な書き方ですが、首長の強力なイニシアティブを持つ実施体制の確立であるとか、土地情報の正確な把握といったようなことで、これは諸々の解決策を統合化していったって対処するというところを書かせていただいております。

事例のこの件については、まことに申しわけないですが、まだ今日現在、整えていないというところでございます。

20ページにまいりまして、森林管理における土地利用上の課題解決策の検討ということで、いわゆる森林所有者、管理者の施業放置であるとか森林環境管理の必要性についての意識が、残念ながら低いであるとか、過去の高級木材販売への憧憬が強く、現実のマーケットを直視していないと。基本的にちょっと意識を変えていくという問題になってくるんですけれども、これの解決手法案の例示として、新たな森林環境管理制度の検討、それから森林経営管理法、そして県産材の販路拡大、需要拡大といったような手法案を例示させていただいております。

21ページで、まずは参考のページが入っているんですけれども、こちらのほうはまずは施業放置林の現状ということで、一つ目の○のところを見ていただきたいのですが、こちらのほう、まず県内の森林の内訳としては民有林と国有林等で概ね9対1ぐらいの割合です。そして、民有林のうち、人工林と天然林等の割合が概ね6対4、そして人工林のうち、適正人工林と施業放置林が約半々といったような形の割合になっているということを、これは事実としてご認識いただきたいと思います。

続きまして22ページでございますけれども、先ほど申し上げました新たな森林環境管理制度の検討ということで、こちらのほうは奈良県森林環境管理条例を制定していき、森林所有者の責務の明確化であるとか、施業放置林を健康な森林へ誘導するフォレスターの養成とか、そ

ういったものを整えながら、健康な森林の区分といったような範疇に入ってくるものをしっかりと整えていこうというものでございます。

続きまして、23ページでございますけれども、こちらのほうは森林経営管理法及び森林環境譲与税の活用ということで、森林経営管理法もこちらの資料のほうにありますように、平成31年4月1日施行予定ということであります。こちらのほうの要素として、所有者不明森林のみなし同意であるとか都道府県による森林経営管理事務の代替執行というような要素が組み込まれているものでございます。

それから、森林環境譲与税、こちらのほうも31年度から譲与予定ということで、そういったものを整えながらその森林の経営管理、環境保全、そういったものを進めていこうという施策の一例をご紹介させていただきました。

次のページになりますけれども、こちらのほうも参考ということで、スイスの事例でございます。19世紀から現在に至るまで、スイスでも、一定の課題に直面して、その解決に向けて努力をしてきて、今はすばらしい森林管理を進めておられるわけなのですが、そういった先人の知恵をうまく活用できるように、今、研究を進めながら奈良県の林業に取り入れていこうということを進めておるところでございます。

続きまして、事例としては最後になりますけれども、県産材の販路拡大、それから需要拡大といったことで、まずは国内外へ販路を拡大していく取組といったもの、これは外国も含めてその売り込みを進めているといったようなことでございます。

また、新たな需要拡大としては、奈良の木を使用した商品、それは楽器であるとか食器であるとか花器などの開発といったようなものを進めておること、それから木質バイオマス利用施設への整備支援といったようなことを進めていければというところでございます。

資料による説明が、以上でございます。今回の資料のなかでは、実際の土地利用ということに関して、面的な問題であるとか、意識の問題であるとか、はたまた今後取り組むべきことといったことをいろいろ入れさせていただいているのですが、まさしくこの後、アイランドディスカッションで、現実にフロントラインにいらっしゃる市町村長の皆様が抱えている課題であるとか、こういったことでうまく解決できたとかいったことをご議論いただければ、大変ありがたいと思います。それをまた後ほどご発表いただいたなかでしっかり整理をさせていただいて、今日はまずはこのテーマとしてはキックオフということですが、またそれを集約してどうしていけるかということに発展させていければと思っております。

以上です。ありがとうございました。

【司会】 ありがとうございます。山下地域振興部長から、「奈良県のプロジェクトを進めるための土地利用の解決策の検討」について、ご説明申し上げました。

部長から申し上げましたように、今の説明を材料といいたししょうか参考にさせていただきますして、30分程度意見交換をお願いいたします。後ほど、話し合われた内容につきまして、各テーブルから代表して発表していただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、報道機関の皆様をお願いいたしますが、意見交換中のカメラの移動等はお控えいただきまして、自席で取材していただきますようによろしくをお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

(意見交換)

【司会】 それでは、各テーブルの意見交換を踏まえまして、代表してご発言をいただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

進行の都合上、まことに恐れ入りますが、ご発言は5分以内でお願いできれば大変ありがたいです。それと、マイクをお使いいただきますようお願いをいたします。

それでは、1番のテーブルということで前列の一番奥のテーブル、恐れ入りますが、どなたか議論の内容のご発言をお願いいたします。

【森三郷町長】 1番テーブルの三郷町の森でございます。よろしくお願いいたします。

このテーブルは山添村長、河合町長、大淀町長、そして一松副知事、栢井知事公室長、農林部長とそうそうたるメンバーの中でさせていただきました。

このテーブルで議論となったのは、やはり道路の付けるときの問題でございます。なかなか道路を付けるのに住民さんが納得をしていただけないということで、何が問題なのかということになりました。一番出てきたのは先祖代々の土地だから売るのは嫌と、こういう意見が一番多かったです。

そこから発展していったのは、では、道路ができなかつたら若者は出ていきますよねと、こういう話になりました。

若者が出ていったらどうなるか、人口減少になります。人口減少になったらどうなるか、空き家が増える、そして余った土地がどっさり出てくる、こうなりました。ここでどうしたらいいのかということで出てきた案が、空き家を高齢者の専用住宅にしていったらどうだろうと。そして、土地はいろいろと活用があるでしょうと。農地もつくっていったらいいんじゃないかなということで、結論的には奈良版のCCRCをこのテーブルで提案させていただいたらどうかなということになりました。

ＣＣＲＣ、先ほども出てきましたけれども、首都圏から要は高齢者に移住してきていただくという案でございます。奈良版のＣＣＲＣは、高齢者だけでなく若者も移住してきてくれるような奈良県にすべきかなど。知事がよくおっしゃっています。住んでよし、働いてよし、そして訪れてよしということで、奈良県は歴史文化がすばらしい、福祉も進んでいると。さらに都会に比べたら農業もできる、これは高齢者の雇用にもつながるのではないかなど、こういう話になりました。そして、土地が余ってきたら若い方に土地を貸し出して農業の経営でもしていただいたらどうだろうという案も出ました。

以上が奈良版ＣＣＲＣを推進していくということで、１番のテーブルはまとまりました。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。（拍手）

【司会】 どうもありがとうございました。

それでは２番テーブル、前列中央の方でどなたかお願いをいたします。

【森田三宅町長】 三宅町の森田でございます。こちらのテーブルは下市町、広陵町、野迫川村、明日香村、そして三宅町と荒井知事、そして県土マネジメント部長で議論をさせていただきました。

こちらで課題として出ましたのが、うまくいかない理由として昔から行政との交渉で根深い問題、昔からの積み重ねが今になって出てくるという問題も、やはり影響があると。相続等ではなかなか地権者を追うことができなくなって、うまくいかないという理由が大きく影響しているところも共通の課題として出ていました。

そして、知事から、強制収用したことがありますかというご質問がありましたが、いずれの首長も手を挙げませんでした。やはり、こういった難しい問題を解決するには、首長の強制収用してでもやるという覚悟が重要ではないかというご意見がありました。そして、各町村で取り組んでいる内容として、地道に交渉を重ねることが大切であり、やはり、訪問回数を重ねる度に訪問記録や手紙を入れるといったきめ細やかな対応、そして用地買収に長けた県のＯＢの方を雇用しているところもあるということで、そういったノウハウを引き継ぐということも大切なのではないかと、また、土木事務所と何が課題であるのかという情報共有をしながら問題解決をしていくことが重要ではないかという意見が出ました。

そして、これから取り組んでいかなければならないのは、法律なども変わっていく中で、町村の職員のレベルも上げていかなければいけない。そういうところで県職員の方と一緒に、法律面の勉強会や、首長を交えてまちづくりのイメージの共有を職員と一緒にしていくことが重要ではないかということで、こちらのほうではまとまりました。

以上で報告を終わらせていただきます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

続きまして、3番のテーブルでどなたかお願いできますでしょうか。

【竹村川西町長】 川西町の竹村でございます。諸先輩方がいる中、私も年が若いということで、私が発表させていただきたいと思います。

こちらのテーブルは王寺町長、東吉野村長、黒滝村長、川上村長、あと県から村田総務部長と山下地域振興部長のテーブルでございます。

今、お聞きいただいたとおり、吉野郡から3村と国中から2町というところで、大きく山間部のほうは、特に山林が中心で現在のところ、土地の収用のような話もございませんので、森林管理に期待しているというようなお話でございました。

さらにこのテーブルで話になったのが、土地の利用、土地の収用に関しての話が中心でございました。先ほどの発表では課題とあと解決方法が提示されておったのですけれども、かつてのようなプロの交渉屋とかというのは、今では大分少なくなっているなというような話でございます。

ただ、ごねているような方というのが、かつて良かった時代にうまく土地が売れたというような話で、その意識が残っていらっしゃる方がまだまだいるので、そういう方との交渉が大変だというような話でございました。

また、中には国や県の元職員さんなんかは交渉が大変だというような笑い話もございました。

その中で、特に事業への反対をしていらっしゃる方に対する交渉をどうしていくのかというのが話題になっております。先ほどのテーブルでも土地の収用を活用すべきではないかというような話があったのですが、こちらのテーブルでもそのような話がございました。かつて、税の滞納整理というのも10数年前はほとんど進んでなかったと思うんですけども、ここ数年、進んでいるのは皆さんが着手して、そういうやり方に慣れてきたという心理的な抵抗感も低くなってきているからではないかと。土地の収用に関しても今後、積極的に進めていくことによって、収用に対する心理的な抵抗が減っていけば、いろいろな市町村が取り組むことができるのではないかとということで、まずはやってみようというような話がございました。

あとは、地権者につきましては、相続の問題で非常に所有者が分散化されていて大変だというような話で、新たな特別措置法については非常に期待はしているけれども、一段と進めてほしい。現状のような法律であれば、なかなか使い勝手は悪いなという話もございました。

以上でございます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

それでは、4番テーブルということで、後段の奥のテーブル、どなたかよろしく願いいたします。

【高見宇陀市長】 宇陀市長の高見でございます。初めてこちらのほうに伺うということで、おまえがやれということで引き受けさせていただきました。

こちらのテーブルは、高取町長、上北山村長、下北山村長、田原本副町長、そして県のほうから産業雇用振興部長、子ども・女性局長様にご参加いただきました。

具体的にどういことがございましたというようなお話から始まりまして、やはり難しさについていろいろとご意見をいただいたところでございます。

特に、やはり市街化区域、まちの中といいますか、そちらのほうはさまざまな複雑な状況の中で、一つ一つそれを個別に解決していく。そして、最初はやはり交渉という中で、なかなか古い固定観念を持った方々、あるいはバブル期の中でやはり利益を得られた方などのいろいろな意向というものに対して、配慮しながら進めていくわけですが、やはり最終的には、先ほども出ておりましたが、首長が腹をくくって、そして場合によって応援していただいている方からも、それがいただけないかもしれないというようなところまで覚悟して、そして時期を決めて法的な対応をしていく、宣言をしていくという形ではないかというふうにご指摘をされておりました。

一方、農地につきましては、やはり先祖代々、先ほども出ておりましたけれども、俺の代だけは認めないとか、そういうご意見だったり、何か持ってこいとか手放せないとか、そういう中で代替地を提案したり、あるいはさまざまな政策的なプランを提示したり、補助金を活用したり、そういう形で一定の対応ができるのではないかと、そのようなお話もございました。

いずれにしても、なかなか難しい課題として、やはりバブル期に値段が上がったところで、その土地の所有者が困っていないので動かないと、そういうところがあるんではないかということ。

そしてまた、奈良県特有の事情として、よそから来られている方に対して大丈夫だろうかという警戒がございまして、そしてこの住んでいらっしゃる方がなかなかお貸しいただけないと、そういう事情がいろいろとネックになっているというお話をさせていただいております。長期にわたっての土地を貸すというところに対する抵抗につきましては、定期借地権などの活用によって可能になるのではないかとということでございました。

そして、いろいろ難しいことがたくさんございますけれども、一つの成功の事例として挙げ

られておりましたのは、伝統的な造り酒屋さんを、大阪のほうからノウハウを持った料理屋さんが来られて、そのノウハウを活用して、買い取られて現代風アレンジをしながら成功されていると、そのような成功例についてもお話をいただいたところです。

以上でございます。ありがとうございました。（拍手）

【司会】 どうもありがとうございました。

それでは、5番テーブル、どなたかお願いできますでしょうか。

【山本生駒市副市長】 それでは、5番テーブルでございます。生駒市副市長の山本でございます。

このテーブルは御杖村長、それから曾爾村長、十津川村の副村長、そして医療・介護保険局長と観光局長と私でございます。

議論に入ります前に、どういう議論をしましょうかといったときに、森林管理を中心に行きましょうかということになりました。

森林管理というところから入りまして、やはり今、新たな森林環境管理制度といいますか、森林環境管理条例を県でつくられることに非常に皆さん、期待をしているということでございまして、森林環境譲与税に伴って入って来るお金についてのお話もいろいろしたのですが、それを何に使っていくかということに関しては、やはりお金を出している都市部の皆さんへの説明責任があるんじゃないかと、この辺をきっちりしていかなければならないというような発言がございました。

それから、あと山の管理に関して境界が分からない、ここが非常に大きな問題だということで、今森林の林業の業者さんというのが高齢化の問題もあって、なかなか難しい状況になると。育成に関しても力を入れているが、なかなかうまくいかないというようなことでございました。

こういったところをきちっと県とともに進めていきたいというようなご意見でございました。

一方、宅地のほうに関しましての話し合いでございますけれど、公図の混乱というのが非常に大きな問題であるということで、私ども全てが県のほうの地籍調査の推進の表で見ますと、グリーンの20%未満というところに入っておるわけでございまして、この地籍調査の公図困難の地域をきちっと早く整理できるよう、補助金も使ってうまくやっていたらという意見がございました。

用地に関しても単価の問題よりも、そういう公図、地積、ここが問題だといった話があったということでございます。

そのような話がございまして、土地に関しては各村でコンシェルジュとか入れて、空き家対

策に関しても力を入れられているということではございますが、なかなか売れる土地は良いのですが、売れない土地をどうするかというのが大きな課題であるというような点でございます。そのような意見が出ておりました。

都市部のほうとしては私だけでしたので意見として言っておったのですが、今回、このような議題でもってサミットを開催されまして、この課題の中で用地買収というのは、本市にとっても非常に大きな課題でございます。やはり先ほど来、話がありますように、用地買収は土地の値段はもう上がっていかない、下がるほうが多いわけでございますので、やはり現状をきちっと地権者さんに説明をしていって、そして80%の用地取得をした後、きちっと収用委員会にかけて代執行をする、これが基本だなという話し合いもさせていただきました。

取り留めない話になりましたが、以上のようなことをうちの班では話し合いました。どうもありがとうございました。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

それでは、最後に6番テーブルのほうでお願いをいたします。

【西本安堵町長】 安堵町の西本でございます。

このテーブルは大和郡山市、天川村、斑鳩町、平群町、そして私どもの安堵町、そして会計局長とまちづくり推進局長ということでお話をさせていただきました。

本来は、この県土の土地利用について、大きな話をさせていただくのが筋かと思うのですが、やはり限られた、制約された時間の中ではどうしてもほかのテーブルと同じように、いわゆる用地取得、買収をする場合の苦労話、あるいは大切なものは何かというようなことが中心となって話をさせていただいたところでございます。一番大事なのは、いわゆる事業をする主体側と、それから地権者側、これがいかにスキシップを重ねながら、この事業の大切さを理解してもらうのか、このことがうまくいけば、事は進んでいくのではないかという意見でございまして、当然のことでございます。

その中で、具体例としては、私が発表させていただいておりますので、私ども安堵町がかかわっての県道の拡幅事業、そして国の直轄事業であります遊水地、このあたりの用地取得についてちょっといろいろな苦労話をさせていただきました。

一つは県道の拡幅で、一つだけ残っておりました、10数年残っておりましたところ、町と郡山土木さんとで、1回行ったら何年も行かないということでなく定期的に接触をしようじゃないかということで、本当に連絡を密にしながら、これでもか、これでもかという交渉をやりましたら、結果的に分かっていたいただいて協力をしていただいて、今は私どもの町内、きれいに

道路が整備されたということで、本当に郡山土木の職員の方にも感謝をしているところでございます。

もう一つは遊水地。これは知事が一番推進しておられる事業ですけれど、この面的なものすごく広い土地をいかに買収するかということ、これは国の直轄の国の職員さんだけではとてもできません。やはりその大切さを理解して、地元の方々がいかにこの用地買収に当たっていただくか、いわゆる説得力のある方が数人出てこられて、個々の地権者の方にいろいろな話をし、て当たっていただく。このことが今回うまく作用いたしまして、ほぼ99.9%地権者の了解を取り付けて、今年と来年で一気に用地買収に運んでいくという、今、そんな意気込みで事に当たっております。やはり要は事業を行う側と協力する地権者側がいかにスキンシップを図り、事業の内容、目的を理解してもらうのか、このことが一つの事業を前向いて進めていく大きなキーポイントになるのではないのでしょうかというお話をさせていただきました。

そういうことで、ほかにもいろいろ出てまいりましたが、やはり一番しんどい問題について、私どものほうも出てまいりましたので、簡単ですが、そのようにまとめさせていただきました。どうもありがとうございます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。各テーブルの意見交換の内容を発表していただきました。

それでは、ここで知事から総括をお願いしたいと思います。

【荒井知事】 用地買収というコアな課題に直結した議論しようということでございましたが、その背景にはいろいろなプロジェクトがございます。用地買収、いろいろお聞きして、一番必要なのは首長の覚悟かなと思います。事業認定、強制収用を辞さないという覚悟を皆さん、明言しませんかね。

職員も、首長に強制収用すると持って行って嫌な顔するんじゃないかという職場では、上げてこないですよ。それを住民の人が見ていたら、ゴネ得がこの町では通るのかと誤解するんじゃないかと思います。ゴネ得はもう絶対できないですから、値段が上がるわけないんだから。鑑定以上の値段を付けると、逮捕されてしまうんですよ。そのような我々の立場だから、事業をするのに事業認定、強制収用が必要だと、いつも僕は言っているんです。「強制収用はいつするんだ、早くやれないのか」と言っているんです。強制収用は首長の名前でするから嫌がる方が多いかもしれないけど、したら効果がありますよ。この町はそういうことを辞さないんだなど。すると、バタバタとついてくるということなんですからけれども、辞さないということは、職員に伝わるはずだと思います。強制収用というのは直接の話ですけど、「事業認定はいつか」

ということをいつも口にするようにしていただきたらと思います。事業認定をすると、そこからはある程度の期間で工事が完成ということになります。事業認定がいつかということを経口にするようにしていただきたいと。

それまで用地買収を何割かしているのに、一部の人のゴネ得で、用地買収に協力して頂いた方々に対して意味がなくなってしまうのは申しわけないことです。こういう事情が、もうしょっちゅうあるわけですよ。あと一人、1、2件だけだという段階で事業が進行しないというのは、結局、他の人に悪いことをしているということでもあります。

この事業認定と類似するのは徴税ですね。税金不払者へ催告をしないというのは、これも首長が嫌がることだったんだけど、催告しないと今どきだと罪になってしまいますね。不払いになったというところがあって、催告も一度もしていないということでは首長、罪になりますよ。

「不払いは許さないぞ」という首長の覚悟をいつも口にされていると、職員は必ず催告してくれるということじゃないかと思いますが、事業認定も同じことじゃないかと。これもゴネ得は許さないというのは当然のことじゃないかと思います。

なぜ、このようなことを一生懸命言うのかということ、人口減少するときに、まちが良くなるかどうかというのは、首長の覚悟で随分違ってくると思うからです。まちづくりのでき具合は、道路にしろ、空き家にしろ、必要な公共用地が買えるかどうかにかかっているんで、そのまちづくりのイメージとこの実行手段というのは裏腹だと思います。「このようなまちをつくりたいんだから、このようなことも訴えるんだ」ということです。まちづくりのイメージについては、いろいろな首長さんと首長対話をやり始めていますけれども、どういうまちづくりにしようかということを経僚の前で首長が戦わせると、「こういうまちをつくりたいと思っているから土地が要るんだな」ということを、その幕僚が理解してくれるように思います。そのような良いまちをつくるかどうかは地域の競争であろうかと思っています。そのように首長の覚悟で良いまちができる可能性は高まるというふうに思います。

もう一つは経済対策で補正予算が出る可能性があるということを見越して、補正予算が使えるかどうかは、もう用地があって事業が開始されていないと、前倒しが補正の意味ですので、用地もこれから買うんだと言ったら補正なんか使えっこないわけです。

実は緊急内水対策をご相談申し上げたのは、補正ができないかということ。内水対策はすればするほど減災になるわけだから、道路のようにここを買わないとできないというわけじゃない。あるいは、直轄遊水地のように全体を買えないとできないということ、小さな緊急内水地でも減災になる場所であればできるわけですので、そのための効果がないといけませんけ

れども、用地取得して補正に備えるということは、小さな緊急内水遊水地の対策には適用できるんじゃないかと。これは強制収用というわけではないのですが、そのような土地を確保しておいて、補正に備えるというのも今、出てきているということを申し上げておきたいと思いません。

そこから、職員が交渉するのに、首長の覚悟があると交渉がスムーズになる、職員に気合が入るということと、マニュアルでいろんな対応策のマニュアルが要ると思いますし、それと法律が随分変わってきて、いろいろなことができるようになってきましたので、法律適用とマニュアルの勉強を一緒にさせていただきたいと思います。県庁職員も知らないことはたくさんあります。昔、県庁にいた人も知らないことがあります。実際に法律が変わっているわけでありますので、その変わっていることを勉強して、職員と我々首長も共有しないと。職員が勉強していないと、首長に情報が上がってこないわけなので、首長から率先して法律の最近の適用例を勉強して職員に、こんなことになっているんだけど、知っているだろうと、こう言って下問するといったような雰囲気になれば、また法律の適用の仕方が現時点でのものに合ってくると思います。

そのような中で交渉のテクニック、とにかく訪問回数が要るとか録音するとか顧問弁護士に同席させるとかいろいろな手がありますので、良い手は標準化してこういう手も使ったらどうかということは、我々首長レベルでも共有化できるような勉強をもう少し進められたらと思います。ちょっと難しいタイプの話でございますが、しばらくこのまちづくりを良くするという観点から何度かバージョンアップした議論をさせていただけたらと思う次第でございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

以上で本日の議事でございます「奈良県のプロジェクトを進めるための土地利用の解決策の検討」というところは、これで終わらせていただきます。

続きまして、次第に従いまして、3の県から情報提供に移らせていただきます。

本日の情報提供案件は次第に記載の4点でございます。

まず「県・市町村の連携による発達障害者支援体制の整備・強化」について、福祉医療部次長の岡野よりご説明申し上げます。

【岡野福祉医療部次長】 福祉医療部の岡野でございます。平素は奈良県の福祉医療行政にご理解とご協力を賜りまして熱く御礼申し上げます。

本日は県・市町村の連携による発達障害者支援体制の整備・強化についてご説明とお願いを

申し上げたいと思います。

お手元にお配りしております資料2をご覧ください。

まず、発達障害についてご説明いたします。ここに記載してございますように、大きく3点に分けて、発達障害者支援法では整理されております。

一つ目は、広汎性発達障害でございます。言葉の発達の遅れですとか、コミュニケーションの障害、対人関係の障害があるというものでございます。

二つ目が、全体的な知的発達に比べて、「読む」ですとか「書く」ですとか「計算する」という能力が、一つまたは複数、極端に苦手という学習障害でございます。

それから、注意力の散漫ですとか集中できない、じっとしてられないという注意欠陥多動性障害でございます。実はこういった障害でお悩みの方ですとか、相談をしたいという方が、近年、県下で大変多くおられます。

左下に、県の相談センターの相談者の推移を載せております。ここ10年ほどで2倍という形になっております。現在の相談体制、県によるセンターは奈良市に1カ所ということになっております。こういった相談は、やはり時間を要するということもありまして、新規の相談は1カ月待ちという状況でございます。そもそもこれらの障害は、早期に発見して適切に支援することで二次的な障害の発生を防ぐことができるのですが、大変にお困りになっている方が県下にたくさんおられるという状況でございます。

このため、県では支援体制のあり方を検討いたしまして、実はこの4月に各市町村の担当課長にもご説明いたしております。そのポイントを整理したのが右下のところに書いております。大きく分けてポイントは三つでございます。

まず一つ目は、身近な場所において相談支援が受けられるよう体制を整備していこうというものでございまして、市町村の方々に相談の1次窓口を担っていただきたいというものでございます。

二つ目は本人の障害特性や家庭環境、ライフステージの変化に応じてきめ細やかな助言、支援ができるように医療、福祉、教育、就労支援の各セクションの方々との連携を密にしていくというもので、これについては県が主導して連携を密にしていきたいと思っております。

三つ目は、困難度に応じてより適切かつ専門的な対応が行える体制ということでございます。

先ほど申しましたように、県の発達支援センター、今までは奈良市にございましたけれども、この7月から田原本町の県障害者総合支援センター内に移転いたしまして、専門スタッフの増強も図りまして体制の強化を図るというふうなことを考えております。

今、申し上げたことをイメージ図にしているのが2枚目でございます。2枚目の左側が現体制ということで、相談を受けたいというニーズの方々がおられるわけでございますけれども、相談窓口が一つしかなく、なかなか待ち時間も多ということで待っている方が多くいらっしゃる状況でございます。これを右側のように、1次相談窓口ということで市町村の方々による相談窓口の設定、ここで一時的に受けていただいて、より重篤なものにつきましては県の相談センターに紹介していただくという体制を作りたいと考えております。

こういったことによりまして、より効率的、効果的な体制が整えられると思っております。

なお、やはり一時的な相談を受けるにいたしましても、ノウハウ等が必要になってまいりますので、県におきましてマニュアルの作成、説明会の開催、それからOJTの訓練等も随時行ってまいりたいと思います。

今後も市町村の担当の方のもとへ参りましてご説明を行いまして、できましたら9月以降に順次窓口を開設していきたいと思っております。

こういったことで県・市町村の連携による発達障害者支援体制の整備、強化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

【司会】 続きまして、医療・介護一体的取組につきましてもの進捗状況等の説明でございます。医療保険課長の藤井よりご説明を申し上げます。

【藤井医療保険課長】 医療保険課長の藤井でございます。よろしくお願いいたします。

昨年10月2日の市町村長サミットにおきましてお示しいたしました、県と市町村の連携による医療・介護の一体的取組につきましても、今年度の取組と進捗状況等をご報告いたします。

昨年度のサミットで特に課題が多いと考えられます五つの施策分野について、より実効性のあるものとするため、県と市町村の連携により取り組む具体の提案をいたしました。五つの施策分野といたしまして、在宅医療・介護連携の推進、介護保険制度の運営、救急医療体制の確保、健康づくりと予防の推進、医療費適正化の推進、この五つを挙げております。それぞれにつきましても、今年度の主な取組を順次ご報告いたします。

次のページでございますが、まず在宅医療・介護連携の推進でございます。在宅医療提供体制整備のため、在宅医療の現状に関するデータをもとに地区医師会や医療機関等に対する在宅医療提供体制構築の働きかけや近隣市町村との協働体制の検討などの提案をいたしました。今年度、全ての市町村が地域の医療・介護資源を把握し、体制の構築を進める在宅医療・介護連携推進事業の全取組に着手いただいております。

また、在宅医療に係る詳細なデータを県が分析し、来月でございますが、各市町村に提供を予定いたしております。

次のページでございます。在宅医療・介護連携推進事業の各市町村での実施状況でございます。今年度は在宅医療・介護連携推進研修会を8月に開催の予定としております。

次のページをお願いします。退院調整ルールの策定地域拡大とルールの充実のため、ノウハウの提供等によります支援や市町村の広域的な連携のコーディネート、また退院調整ルール運用後の効果や課題についての協議や点検などの提案をいたしました。県では入退院調整ルールにつきましての調整であるとか、技術面等での支援を行い、今年度に17市町村でルールが完成予定となっております。

また、3市村では策定に着手をいたしまして、来年度以降、完成予定となっております。

さらに、6月5日でございますが、圏域を超えての広域的なルール運用について、第1回目の県と市町村との協議を実施し、8月、2月には県と市町村が協議いたしまして、ルールの見直しや退院調整状況調査による点検等を実施いたします。

次のページでございますが、二つ目の項目、介護保険制度の運営でございます。地域ケア会議の機能充実、ケアプラン点検体制の強化のため、県と市町村との連携より他職種参加によりますケアプランの策定、支援、点検、見直しを行う地域ケア会議の県下への拡大を提案いたしました。地域ケア会議へのリハビリ職の参画のための検討会を4月に実施し、来月にも実施を予定しているほか、作業療法士会が作成いたしました自立支援型地域ケア会議のDVDによる研修会を5月に実施いたしました。

また、地域ケア会議への専門職参画拡大のため、今年度、県で補助金を創設いたしました。

続きまして、要介護認定の適正化でございますが、県で実施いたします要介護認定に係る地域差分析の検証や事例研究を行う場を定期的で開催し、共有することを提案いたしました。今年度、県で要介護認定に係る地域差の分析を行い、8月の市町村長サミットでお示しする予定をしております。これに基づきまして認定の標準化、適正化や介護給付の適正化につなげる県と市町村の検討会を定期開催したいと考えております。

次のページでございます。三つ目の項目、救急医療体制の確保でございます。市町村間で協議、実施をしております救急医療体制の整備・強化につきまして、引き続き、県との連携をお願いいたしました。平成30年4月から大和高田市、香芝市、葛城市、広陵町の葛城地区での休日夜間救急医療体制が確保されまして、今年度、さらに輪番病院に対する支援策の協議を進めます。また、橿原市、高取町、明日香村の橿原地区と葛城地区が連携いたしまして、中和地

域での体制強化について、引き続き協議をしたいと考えております。

続きまして、四つ目の項目、健康づくりと予防の推進でございます。生活習慣の改善に向け、市町村と県、それから国保の県単位化によりまして新たに設置されました国保事務支援センターが連携いたしまして、県内の地域課題の分析と効果的な取組の企画、検討や広報、啓発の充実などを提案しました。平成29年度に中和保健所が管内市町村に対して提供いたしました健診結果、レセプト等のデータに基づく市町村分析、「保健所から見た生活習慣病対策のための課題と対策」を今後、県内全域に拡大するとともに、保健所と市町村、スーパーマーケットとの連携による減塩、野菜摂取の啓発、市町村が実施する親子減塩教室を県が支援いたしまして、広報・啓発を充実いたします。

また、「おでかけ健康法」を普及させる健康ステーションの設置支援を行い、今年度は桜井市での設置を支援いたします。

国保事務支援センターによります健診データ、レセプトデータ分析に基づく効果的な保健事業の企画立案にも取り組んでまいりたいと考えております。

次の項目でございますが、特定健診、がん検診等の推進では、市町村、県、国保事務支援センターが連携いたしまして、受診者の立場に立った健診受診環境整備の推進を提案いたしました。

具体的には、広報・啓発の充実、健診の利便性向上などでございますが、今年度、国保事務支援センターによる取組といたしまして、特定保健指導従事者スキルアップ研修会の実施、それから特定健診未受診者への勧奨、再勧奨の共同実施を行います。

また、市町村による健診の利便性向上の取組としまして、休日健診など健診機会の拡大、特定健診、がん検診との同時実施などに取り組んでまいりたいと考えております。

最後の項目でございます。医療費適正化の取組でございます。医療費適正化に効果が特に大きいと考えられます糖尿病性腎症重症化予防、後発医薬品の使用促進、重複・多剤投薬対策につきまして、市町村、県、国保事務支援センターが連携した取組について提案をいたしました。

糖尿病性腎症重症化予防につきましては、まず糖尿病治療勧奨といたしまして、国保事務支援センターが特定健診結果から抽出いたしました糖尿病治療勧奨対象者へ治療勧奨通知を行い、12月以降、未受診者リストを作成しまして、市町村へ情報提供することによって、市町村が治療勧奨未受診者に対して治療勧奨を実施することになっております。

また、糖尿病性腎症重症化予防といたしまして、国保事務支援センターが治療勧奨・保健指導対象者へ通知を行いまして、地区医師会との連携のもと、保健指導を実施、またセンターが

かかりつけ医等医療関係者への糖尿病性腎症重症化予防プログラムの研修を実施いたします。さらに、センターがプログラム参加者の状態変化等の検証、分析を行います。

次のページ、後発医薬品の使用促進、重複・多剤投薬対策につきましては、第3期医療費適正化計画におきまして、平成31年度に後発医薬品の使用割合を80%以上という目標を掲げております。最後のページになりますが、今年度は、国保事務支援センターによる取組といたしまして、後発医薬品医療費差額通知を年4回共同実施いたします。既に5月から1回目を発送いたしました。昨年度までは30市町村での実施でしたが、共同実施によりまして全市町村で通知をいたしました。

1月以降には、重複・多剤投薬患者への現状通知を全市町村で実施する予定で、その中でも特に指導が必要な者へは電話、訪問などによる保健指導を行います。

また、医薬品に関するレセプト分析データの作成による市町村ごとの見える化、国保被保険者への後発医薬品の使用促進、お薬手帳普及等の各種啓発を実施いたします。

市町村と連携した県の取組といたしましては、医薬品適正使用促進地域協議会をまず大和郡山地区、桜井地区での立ち上げを目指しまして、さらに以降、県内全域への展開を目指しております。

この協議会では、施策立案、検証の議論を行い、薬剤師からの普及啓発、残薬バッグ、お薬手帳の普及啓発などを効果的に進めたいと考えております。

4月に設置されました国保事務支援センターが大きな役割を担うこととなりますが、医療・介護の一体的取組を進める上で、市町村の役割、連携は今後さらに重要なものとなります。引き続き、今後の取組に向けまして密接な連携をお願いいたします。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

【司会】 続きまして、情報提供案件の③、幼児教育・保育無償化につきまして、子育て支援課長、村田よりご説明を申し上げます。

【村田子育て支援課長】 子育て支援課長の村田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

私のほうからは幼児教育・保育の無償化につきまして情報提供をさせていただきたいと思っております。資料4をお願いいたします。

幼児教育・保育の無償化の実施につきましては、資料、左のほうにございますように、これまで平成29年12月に出されました新たな経済政策パッケージ、また30年5月に出されました幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象等に関する検討会の報告といった

議論を経まして、先週、6月15日に閣議決定をされました骨太の方針におきまして示されたところでございます。その概要につきましては資料、右側の緑色のところにまとめておりますけれども、3歳から5歳の子どもまでの世帯につきましては全てが対象となります。また、ゼロ歳から2歳児におきましては住民税の非課税の世帯が対象となってまいります。それから、無償化の対象となります施設につきましては、幼稚園、保育所、認定子ども園のほか、市町村で保育の必要性が認定された場合につきましては、認可外の保育施設を利用した場合についても対象となってまいります。

ただし、無償化といいますが、上限が設定される施設がございます。例えば、幼稚園でありましたら、2万5,700円であったりとか、認可外保育施設であれば3万7,000円とかというような設定がございます。

さて、資料の左側、真ん中にも記載させていただいておりますけれども、平成30年5月に出されました報告書の抜粋を明記させていただいております。

ここに書かれていますように、利用者負担の軽減措置に既に取り組まれている、いわゆる減免と無償化に既に取り組まれている市町村におきまして、市町村では国が行う無償化によって余剰となってくる財源が生じる場合がございます。この無償化の趣旨は子育て支援というところでございますので、こういった財源が出てくる場合については、地域における子育て支援のさらなる充実と活用が求められるということで、留意事項が明記されているところでございます。この資料の赤の吹き出しにございますように、こうした財源が発生してくる場合は、活用の具体例につきまして今後、県におきまして市町村の担当課と連携協働しながら検討してまいりたいと思いますので、ご協力、ご理解をお願いしたいと思います。

報告については以上でございます。

【司会】 それでは情報提供案件、最後、④県内市町村の職員給与等の状況につきまして、市町村振興課長の私、堀辺よりご説明を申し上げます。

市町村振興課におきましては、県内各市町村の給与、職員数などにつきまして全国の類似団体との比較などを行いまして、現状分析を行いました。各市町村別の分析結果は県内各市町村定員給与の分析というA3でそれぞれお配りしておりますので、あとでじっくりご覧いただきますようお願いを申し上げますが、本日は時間の都合もありまして、資料5-1によりまして全体の概略をお伝え申し上げます。

まず資料5-1の1ページ、給与の状況についてでございます。ラスパイレス指数につきまして、上の折れ線グラフを見ていただきますと、青線が県内市及び町村の平均を示しております

すが、市及び町村ともそれぞれ赤線で示しております全国の平均を下回っております。

一方、平均給与月額については、下のグラフを見ていただきますと、県内の市の平均、町村の平均とも全国平均を上回っております。ラスパイレス指数が全国平均を下回っているのに、平均給与月額が全国平均を上回っておりますのは、ラスパイレス指数を算出する際には、国の職員構成に当てはめて算出するわけでありますが、県内各市町村の実際の職員数は当然国のそれとは異なるわけでごさいます、平均給与月額はまさに各市町村の職員構成が影響しているということでごさいます。

ちなみに、本県の市町村の職員平均年齢が43歳でごさいます、国の41.8歳より高いということから、このような結果になっているのではないかと推察しております。

2ページは県内市町村の一般行政職の平均給与月額、3ページは技能労務職の平均給与月額についてでごさいます。高い順に並べたグラフとなっております。一般行政職の平均給与月額は39万7,844円で、平均年齢は43.0歳、技能労務職の平均給与月額は39万65円でごさいます、こちらのほうの平均年齢は48.9歳ということになっております。

このグラフを見ていただきますと、それぞれ市町村の位置がお分かりいただけるかと思いません。

4ページは、ラスパイレス指数の健康診断表でごさいます。横軸にラスパイレス指数で左側が全国平均以上、右側のほうが全国平均未満の団体、縦軸は昨年の数値との比較でごさいます、下のほうは昨年よりも上昇している、上のほうは昨年より低下している団体でごさいます。右上の象限に入っている団体は比較的健康的な団体、左下の象限に入っている3団体はラスパイレス指数が全国平均より高く、かつ昨年より上昇しておるといところでございまして、速やかな治療が必要という健康診断に例えてごさいます。

なお、ラスパイレス指数が100を超えておりました団体は、左上の象限にごさいます黄色の7市、生駒市と左下の象限の赤であらわしている団体のうちの桜井市の合計3団体でごさいました。

5ページは、平均給与月額の健康診断表でごさいます。平均給与月額につきましては、全国の類似団体と比較したものでごさいます。これも4ページと同じように、横軸が類似団体平均との比較でごさいます、左側が全国平均以上、右側が平均未満の団体でごさいます。縦軸が昨年との比較で、下のほうが昨年より上昇している、上のほうが昨年より低下している団体でごさいます。

これも右上の象限にある団体が比較的健康的、左下の象限にある団体が全国平均以上、かつ昨

年よりも上昇しているというところをごさいますて、健康診断ということをごさいますので、速やかな治療が必要というふうにしております。

6 ページは、平均給与月額と経常収支比率の関係をまとめたものでございます。横軸は経常収支比率で左へ行くほど高く、右へ行くほど低い。縦軸が平均給与月額で、下へ行くほど高く、上へ行くほど低いというグラフでございます。

見ていただきますと、平均給与月額の高い団体は経常収支比率も高いと。これは大方想像できるところですが、そういう傾向にございます。

なお、平均給与月額及び経常収支比率がともに県内平均よりも高いという団体は、左下の象限にある3団体でございます。

7 ページは、総人件費及び平均給与のここ6年間の推移を示しております。折れ線グラフは平均給与月額、棒グラフは総人件費をあらわしております。全体的には総人件費は減少傾向にございます。

8 ページは、総職員に占める5級以上の職員の割合でございます。5級は国の給料表で言いますと課長補佐に当たるポストでございます。県内の平均は32.99%でございました。

9 ページは、職員数の状況をまとめたものでございます。平成29年4月1日現在の県内の市町村の総職員数は1万2,592人で、前年度よりも75人増加ということになっております。総職員数が増加いたしましたのは平成8年以来、21年振りでございます。

ただし、長いスパンで見ますと、この21年間で4,898人が減少しておりまして、総職員数は約4分の3となっております。

10 ページは、職員数の健康診断表でございます。先ほどの平均給与月額の健康診断表と同じように、横軸に類似団体との比較、左側が全国平均以上、右側が全国平均未満ということになっております。縦軸が当該団体の昨年度数値との比較でございまして、下側が昨年より上昇、上のほうが低下ということになっております。左下の象限にある赤い色の団体が職員数が全国平均以上であり、かつ昨年度より上昇、増加しているという団体でございます。

11 ページは、総職員数と平均年齢のここ5年間の推移でございます。折れ線グラフで平均年齢をあらわしており、高齢層の減少や若年層の採用ということで、平均年齢は低下している傾向にございます。

総職員数は棒グラフであらわしておりますけれども、平成28年度までは減少にありましたが、29年度は微増ということにございます。

12 ページは、総職員数の類似団体との比較でございます。これは平成28年度の定員調査

の数値を用いて比較しておりますが、職員数が類似団体よりも超過しているというところは26団体ございます。超過人員の合計数は678人ということでございます。

13ページは、総職員に占める女性職員の割合を示してございます。県内平均は29.8%で斑鳩町が38.9%と最も高く、以下ごらんとおりとなっております。そのうち、濃い赤色で示しておるところがございすが、これは課長級以上の女性職員の割合を示しております。この部分で申しますと、広陵町が8.3%ということで最も高くなっております。

資料5-1による報告は以上でございます。職員給与等に関しましては、お手元に配っております資料5-2ということで、報道発表資料として取りまとめたものもございしますので、これにつきましては市町村振興課のホームページからもごらんになれますので、ご活用をお願いいたします。

それと、人事行政に関してですけれども、働き方改革への取組や喫緊の課題といたしましては、地方公務員法の改正によりまして、会計年度任用職員制度への移行というのがござい。期限までに必要な準備をしていただかなければならないわけですが、定員給与の管理につきましても、引き続き効率的な行政運営に努めていただくよう、お願いを申し上げます。

私からの報告は以上でございます。これで県からの情報提供案件は終わりました。

本日の議題はこれで全て終了ということになります。

次回のサミットについてご連絡を申し上げますが、今回は8月8日の開催を予定しております。詳細につきましては、決定いたしましたらご連絡申し上げますので、ご参加のほどよろしくをお願いいたします。

これをもちまして、平成30年度第1回奈良県・市町村長サミットを終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。（拍手）

— 了 —